※様式は任意です。申請者が規定する様式・内容で添付していただいても差し支えありません。

はにわ訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕モデル運営規程

（事業の目的）

第１条　（法人名）（以下「事業者」という。）が設置するはにわ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、要介護〔要支援〕状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第２条　指定訪問看護の事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

２　事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

３　指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うものとする。

４　指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

５　指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこととする。

６　指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこととする。

７　特殊な看護等については、これを行わない。

８　前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営の方針）

第３条　指定介護予防訪問看護の事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

２　事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

３　事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

４　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

５　事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めるものとする。

６　前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第４条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第５条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　はにわ訪問看護ステーション

サテライトを設置する場合は、サテライトの名称と所在地を記載してください。

(2)　所在地　大阪府高槻市桃園町二丁目１番１４号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第６条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)　管理者

ア　員数　１名

イ　職務の内容　従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)看護職員の員数について、事業所が指定訪問看護ステーションの場合はアを記載、医療機関の場合はイを記載してください

(2)　看護職員　次の区分に応じ、それぞれ定める数

ア　指定訪問看護ステーション　次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

(ｱ)　看護職員　常勤換算方法で、２.５以上

(ｲ)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

イ　指定訪問看護を担当する医療機関　適当数の指定訪問看護の提供に当たる看護職員

ウ　職務の内容　訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕に基づき訪問看護〔介護予防訪問看護〕の提供に当たる。また、看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕及び訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成する。

（営業日及び営業時間）

第７条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。

(2)　営業時間　○○時から○○時までとする。

(3)　サービス提供時間　○○時から○○時までとする。

(4)　上記の営業日、営業時間及びサービス提供時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

基準条例を参考に、事業所において提供するサービスの内容を記載してください。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第８条　事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は、次のとおりとする。

(1)　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成する。

(2)　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成する。

(3)　看護師等は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得る。

(4)　看護師等は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付する。

(5)　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成する。

(6)　前各号に定める指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生省告示第１２７号）（以下「介護報酬告示」という。）並びに当該基準に関連する通知等に規定する訪問看護費及び介護予防訪問看護費の単位数が算定可能なものに限る。

（利用料等）

第９条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1)　事業所から片道○○キロメートル未満　○○○円

交通費を徴収しない場合は、項目を削除してください。

(2)　事業所から片道○○キロメートル以上　○○○円

３　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

４　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、高槻市の区域とする。

（衛生管理及び感染症の対策等）

第１１条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1)　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告を行なう。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供時に非常災害が発生した場合の対応は、事業者が定めた非常災害対策マニュアルのとおりとする。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年１回以上）を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修（年１回以上）を定期的に実施すること。

(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）

第１７条　事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

２　前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行なう。

(1)　採用時研修　採用後〇か月以内

(2)　継続研修　年〇回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等において規定する。

４　事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

運営開始の際の最初の施行日を１行目に記載し、その後の運営規程の改訂履歴を記載することが望ましい。

（例）

　附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。　　←最初の施行日

この規程は、令和４年10月１日から施行する。　 ←改訂日